

# 令和7年度市道民税非課税基準早見表

(税務課市民税係)

## ★給与所得者

均等割がかからない場合 所得 給与収入では	扶養親族	所得割がかからない場合 所得 給与収入では
38万円 ( 930,000円 ) 以下	0人	45万円 ( 1,000,000円 ) 以下
83万円 ( 1,380,000円 ) 以下	1人	112万円 ( 1,703,999円 ) 以下
111万円 ( 1,683,999円 ) 以下	2人	147万円 ( 2,215,999円 ) 以下
139万円 ( 2,103,999円 ) 以下	3人	182万円 ( 2,715,999円 ) 以下
167万円 ( 2,503,999円 ) 以下	4人	217万円 ( 3,215,999円 ) 以下

## ★公的年金所得者 (65歳未満 S35.1.2以後生まれの方)

均等割がかからない場合 所得 年金収入では	扶養親族	所得割がかからない場合 所得 年金収入では
38万円 ( 980,000円 ) 以下	0人	45万円 ( 1,050,000円 ) 以下
83万円 ( 1,473,334円 ) 以下	1人	112万円 ( 1,860,001円 ) 以下
111万円 ( 1,846,667円 ) 以下	2人	147万円 ( 2,326,667円 ) 以下
139万円 ( 2,220,001円 ) 以下	3人	182万円 ( 2,793,334円 ) 以下

## ★公的年金所得者 (65歳以上 S35.1.1以前生まれの方)

均等割がかからない場合 所得 年金収入では	扶養親族	所得割がかからない場合 所得 年金収入では
38万円 ( 1,480,000円 ) 以下	0人	45万円 ( 1,550,000円 ) 以下
83万円 ( 1,930,000円 ) 以下	1人	112万円 ( 2,220,000円 ) 以下
111万円 ( 2,210,000円 ) 以下	2人	147万円 ( 2,570,000円 ) 以下
139万円 ( 2,490,000円 ) 以下	3人	182万円 ( 2,920,000円 ) 以下

◎ 寡婦、ひとり親、未成年者 (H19.1.3以後生まれ)、障害者 ⇒ 合計所得金額135万円以下非課税

### 非課税所得限度額の算出方法 (令和3年度から改正)

☆ 均等割がかからない場合  $\nearrow$  地法295-3 (35万\*0.8生保3級地)  $\nearrow$  (21万\*0.8)  
前年の合計所得金額が「28万円×(本人+扶養人数) + (扶養者がいる場合17万円) + 10万」以下のとき

☆ 所得割がかからない場合  
前年の総所得金額等が「35万円×(本人+扶養人数) + (扶養者がいる場合32万円) + 10万」以下のとき

※扶養人数は、年少扶養者も含んだ人数となるので注意!

\* 合計所得金額…損失の繰越控除前の総所得金額等

\* 総所得金額等…総所得金額、山林所得金額、土地建物・株式等の譲渡所得金額などの合計額